

# 青森県報

第三千二百六十九号

平成二十二年  
七月三十日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

自衛官候補生の募集期間、採用試験の期日等……………(市振興町課) ……一  
 自衛官候補生(女子)の募集期間、採用試験の期日等……………(同) ……一  
 家畜伝染病のまん延の防止に係る家畜の種類等の指定の解除……………(畜産課) ……二

### 公 告

大規模小売店舗の変更の届出……………(経営支援課) ……二  
 建設業者の許可の取消し……………(東青地民局) ……三  
 右 同……………(中南地民局) ……三  
 右 同……………(三八地民局) ……三  
 右 同……………(同) ……三  
 公安委員会……………(同) ……三

警備員指導教育責任者講習(追加取得講習)の実施……………(生活安全課) ……四  
 電子計算機等賃貸借契約に係る一般競争入札……………(会計課) ……五

## 告

## 示

青森県告示第四百九十九号

陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の平成二十二年度第四次募集期間、採用試験の期日等を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条及び第百七十七条第一項(第百十八条の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により告示する。

平成二十二年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

募集期間	試験期日	開始時刻	試 験 場														
平成二十二年八月一日から同年九月十日まで	平成二十二年九月二十七日(月)から同月二十八日(火)まで	受付後に通知	<table border="1"> <thead> <tr> <th>位 置</th> <th>名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青森市大字浪館字近野四五</td> <td>陸上自衛隊青森駐屯地</td> </tr> <tr> <td>弘前市大字原ヶ平字山中一八の一七</td> <td>陸上自衛隊弘前駐屯地</td> </tr> <tr> <td>八戸市大字市川町字桔梗野官地</td> <td>陸上自衛隊八戸駐屯地</td> </tr> <tr> <td>五所川原市字一ツ谷五〇三の五</td> <td>五所川原地域職業訓練センター</td> </tr> <tr> <td>三沢市大字三沢字後久保一二五の七</td> <td>航空自衛隊三沢基地</td> </tr> <tr> <td>むつ市大湊町四の一</td> <td>海上自衛隊大湊基地</td> </tr> </tbody> </table>	位 置	名 称	青森市大字浪館字近野四五	陸上自衛隊青森駐屯地	弘前市大字原ヶ平字山中一八の一七	陸上自衛隊弘前駐屯地	八戸市大字市川町字桔梗野官地	陸上自衛隊八戸駐屯地	五所川原市字一ツ谷五〇三の五	五所川原地域職業訓練センター	三沢市大字三沢字後久保一二五の七	航空自衛隊三沢基地	むつ市大湊町四の一	海上自衛隊大湊基地
位 置	名 称																
青森市大字浪館字近野四五	陸上自衛隊青森駐屯地																
弘前市大字原ヶ平字山中一八の一七	陸上自衛隊弘前駐屯地																
八戸市大字市川町字桔梗野官地	陸上自衛隊八戸駐屯地																
五所川原市字一ツ谷五〇三の五	五所川原地域職業訓練センター																
三沢市大字三沢字後久保一二五の七	航空自衛隊三沢基地																
むつ市大湊町四の一	海上自衛隊大湊基地																

青森県告示第五百号

陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生(女子)の平成二十二年度第四次募集期間、採用試験の期日等を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条及び第百七十七条第一項(第百十八条の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により告示する。

平成二十二年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

募集期間	平成二十二年八月一日から同年九月十日まで		
試験期日	開始時刻	試験場	
平成二十二年 九月二十九日 (水)	受付後に 通知	位 置	名 称
		青森市大字浪館字近野四五 八戸市大字市川町字桔梗 野官地 むつ市大湊町四の一	陸上自衛隊青森駐屯地 陸上自衛隊八戸駐屯地 海上自衛隊大湊基地

青森県告示第五百一号

口蹄疫のまん延を防止するために平成二十二年六月十四日青森県告示第四百十二号をもって青森県家畜伝染病まん延防止規則（昭和五十年四月青森県規則第十九号）第三條第一項の規定により指定した次に掲げる家畜の種類及び指定家畜等の移入禁止区域について、当該指定を解除するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 家畜の種類  
牛、めん羊、山羊、豚、水牛、しか及びいのしし
- 二 指定家畜等の移入禁止区域  
宮崎県

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第七項の規定により、同

法第五条第一項の規定による届出をした者から当該届出の変更の届出があったので、同法第八条第八項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
田向ファッションモール  
八戸市八戸都市計画事業田向土地区画整理事業二十一街区一、二画地
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社しまむら  
埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一九の四
- 三 代表取締役 野中正人  
変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	二十四時間 午前六時から午後九時まで

四 届出年月日

平成二十二年七月十二日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所 青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成二十二年七月三十日から同年十一月三十日

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社アメニティサービス

二 代表者の氏名 小山内 篤

三 主たる営業所の所在地 青森市大字大野字前田七〇の二七

四 許可番号 青森県知事許可（般 二一）第一〇〇四八六号

五 取消年月日 平成二十二年六月二十九日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社城北設備サービス

二 代表者の氏名 小山 千春

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字西城北二丁目三の二

四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第一七四二三号

五 取消年月日 平成二十二年七月七日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社大入建設

二 代表者の氏名 大入 康一

三 主たる営業所の所在地 八戸市類家二丁目八の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第六九一号

五 取消年月日 平成二十二年七月六日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しに係る建設業の許可

平成二十二年六月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 岩崎左官

- 二 氏名 岩崎 幸朗
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字鮫町字古馬屋二三の七二六
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一七)第三〇〇七号
- 五 取消年月日 平成二十二年七月六日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
 タイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
 平成二十二年七月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

### 公安委員会

青森県公安委員会告示第八十五号

警備業法(昭和四十七年法律第一百七号。以下「法」という。)第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習(法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。)(第七條に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。))の交付を受けている者に対する当該資格者証等に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る講習。以下「追加取得講習」という。)を次のとおり実施するので、講習規則第二條の規定により公示する。

平成二十二年七月三十日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

- 一 講習の区分  
 法第二條第一項第四号に規定する警備業務に係る追加取得講習
- 二 実施期間及び実施時間  
 平成二十二年九月十六日(木)から同年九月十七日(金)までの二日間の午前九時から午後四時まで

### 三 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

### 四 受講定員

十一人(予定)

### 五 受講対象者

受講申込日において、受講しようとする警備業務(以下「当該警備業務」という。)の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者で、最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上であるもの

### 六 受講申込みの手続き

#### 1 受講申込みの受付期間等

##### (一) 受付期間

平成二十二年八月十六日(月)から同年八月二十日(金)までの間

##### (二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

##### (三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

#### 2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

#### 3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

#### 4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書(申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉をはり付けること。)(一通に次の書面一通を添付すること。

(一) 当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面及び履歴書

(二) 既に交付を受けている当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の写し

#### 5 受講手数料

七 受講手数料一万円を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。  
講習受付時間  
講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間  
その他

八 その他  
1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。  
2 受講者は、筆記用具を持参すること。  
九 受講申込みに関する問い合わせ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課  
電話〇一七 七二三 四二一一内線三〇四五  
2 青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

電子計算機等賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十二年七月三十日

青森県警察本部長 寺 島 喜代次

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

電子計算機等一式

二 賃貸借期間

平成二十三年一月一日から平成二十七年十二月三十一日（ただし、この契約に係る予算の削減又は削除があつた場合は、この期間の中途において当該契約を解除することができる。）

三 設置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十年六月三十日青森県告示第五百十号（物品等の競争入札参加資格）、平成二十一年三月二十七日青森県告示第百九十九号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十二年二月二十六日青森県告示第百号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、電子計算組織に係る機器等賃貸借契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 平成二十年四月一日以降において、全国警察本部等との間に、電子計算組織に係る機器等賃貸借契約を締結した（平成二十年三月三十一日以前に契約を締結し、継続して平成二十年四月一日以降も賃貸借している契約も含む）実績を有する者であること。

5 入札説明書により提出を義務付ける調書及び関係書類等を青森県警察本部に提出し、その内容が適正なもの。

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部 会計課用度係  
電話 〇一七 七二三 四二一一

2 入札書の提出期限

平成二十二年九月八日 午前十時

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一  
青森県警察本部 三階 第二会議室  
平成二十二年九月八日 午後二時

六 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百三十二条第一項第二号の規定により免除とする。

七 契約保証金に関する事項

賃貸借期間中初年度の契約金額（翌年度以降は各年度ごとの契約金額）の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部の納付を免除することとし、翌年度以降の各年度についても同様とする。

- 1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- 2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じとする契約を二回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 八 契約書の取り交わし時期
- 落札決定の日から七日以内
- 九 落札者の決定方法
- 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十 その他
  - 1 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - 2 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格を満たさない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
  - 3 入札書の記載方法  
落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち三か月分に相当する金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載することとする。
  - 4 契約金額  
落札価格をもって平成二十二年度の契約金額とする。ただし、平成二十三年度から平成二十六年年度の契約金額は落札価格に十二を乗じた額を三で除して得た額とし、平成二十七年年度の契約金額は落札価格に九を乗じた額を三で除して得た額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とする。

SUMMARY

- 1 Nature and quantity of the products to be leased:
  - (1) Electronic Computer hardware and software
  - (2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation
- 2 Time limit for tender:
 

10:00 A.M. September 8, 2010
- 3 Contact point for the notice:
 

Supply Section  
Finance Division,  
Aomori Prefectural Police HQ  
2-3-1 Shinmachi  
Aomori City, Aomori 030-0801  
Japan  
TEL 017-723-4211

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭